	ワシミミズク（ブボ・ブボ・ボリソウィ） シマフクロウ（ケトゥパ・ブラキストニ・ブラキストニ） キンメフクロウ（アエゴリウス・フネレウス・マグヌス）
（一三）　ぶっぽうそう目	
ぶっぽうそう科	ブッポウソウ（エウリュストムス・オリエンタリス・カロニュクス）
（一四）　きつつき目	
きつつき科	オーストンオオアカゲラ（デンドロコポス・レウコトス・オウストニ） ミユビゲラ（ピコイデス・トリダクテュルス・イノウイエイ） クマゲラ（ドリュオコプス・マルティウス・マルティウス） ノグチゲラ（サフェオピポ・ノグキイ）
（一五）　はやぶさ目	
はやぶさ科	ハヤブサ（ファルコ・ペレグリヌス・ヤポネンスィス） シマハヤブサ（ファルコ・ペレグリヌス・フルイティイ）
（一六）　すずめ目	
やいろちょう科	ヤイロチョウ（ピタ・ニュンファ）
さんしょうくい科	サンショウクイ（ペリクロコトゥス・ディヴァリカトゥス・ディヴァリカトゥス）
もず科	チゴモズ（ラニウス・ティグリヌス） アカモズ（ラニウス・クリスタトゥス・スペルキリオスス）
しじゅうから科	ナミエヤマガラ（ポエキレ・ヴァリウス・ナミイエイ） オーストンヤマガラ（ポエキレ・ヴァリウス・オウストニ）
むしくい科	イイジマムシクイ（フュルロスコプス・イジマエ）
めじろ科	ハハジマメグロ（アパロプテロン・ファミリアレ・ハハスィマ）
せんにゅう科	ウチヤマセンニュウ（ロクステルラ・プレスケイ） オオセッカ（ロクステルラ・プリュエリ・プリュエリ）
みそさざい科	モスケミソサザイ（トログロデュテス・トログロデュテス・モスケイ）
ひたき科	オオトラツグミ（ゾオテラ・ダウマ・マヨル） アカコッコ（トゥルドゥス・ケラエノプス） タネコマドリ（ルスキニア・アカヒゲ・タネンスィス） アカヒゲ（ルスキニア・コマドリ・コマドリ） ホントウアカヒゲ（ルスキニア・コマドリ・ナミイエイ） ウスアカヒゲ（ルスキニア・コマドリ・スブルフス）
あとり科	オガサワラカワラヒワ（クロリス・スィニカ・キトリトズィ）
ほおじろ科	シマアオジ（エンベリザ・アウレオラ・オルナタ） コジュリン（エンベリザ・イエソエンスィス・イエソエンスィス）

別表第二の二の（一）のとがりねずみ科の項中「コジネズミ（クロキドゥラ・シャントゥンゲンスィス）」を削り、同表の二の（一）のもぐら科の項中「ネソスカプトル・ウチダイ」を「モゲラ・ウチダイ」に改め、同表の二の（二）のきくがしらこうもり科の項及びひなこうもり科の項を次のように改める。

きくがしらこうもり科	オリイコキクガシラコウモリ（リノロフス・コルヌトゥス・オリイ） オキナワコキクガシラコウモリ（リノロフス・プミルス・プミルス） ヤエヤマコキクガシラコウモリ（リノロフス・ペルディトゥス）
ひなこうもり科	ウスリホオヒゲコウモリ（ミュオティス・グラキリス） クロアカコウモリ（ミュオティス・フォルモスス） クロホオヒゲコウモリ（ミュオティス・プルイノスス） ホンドノレンコウモリ（ミュオティス・ナテレリ・ボンビヌス） ヤンバルホオヒゲコウモリ（ミュオティス・ヤンバレンスィス） モリアブラコウモリ（ピピストレルルス・エンドイ） クビワコウモリ（エプテスィクス・ヤポネンスィス） ヤマコウモリ（ニュクタルス・アヴィアトル） コヤマコウモリ（ニュクタルス・フルヴス） リュウキュウユビナガコウモリ（ミニオプテルス・フスクス） リュウキュウテングコウモリ（ムリナ・リュウキュウアナ）

別表第二の二の（三）のねこ科の項中「プリオナイルルス・ベンガレンスィス・エウプティルラ」を「プリオナイルルス・ベンガレンスィス・エウプティルルス」に改め、同表の二の（三）のいたち科の項を削り、同表の二の（三）のあしか科の項中「ザロフス・カルフォルニアヌス・ヤポニクス」を「ザロフス・ヤポニクス」に改め、同表の二の（三）のあざらし科の項中「フォカ・ヴィチュリナ」を「フォカ・ヴィトゥリナ」に改め、同表の二の（五）のねずみ科の項中「トクダイア・オシメンスィス・ムエンニンキ」を「トクダイア・ムエンニンキ」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十五年九月十五日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。